

第 8 2 号議案

長崎市都市公園条例の一部を改正する条例

長崎市都市公園条例（昭和 3 4 年長崎市条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の次に次の 2 条を加える。

（都市公園の設置基準）

第 1 条の 2 法第 3 条第 1 項の条例で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 本市の区域内の都市公園の市民 1 人当たりの敷地面積の標準は、10 平方メートル以上とし、本市の市街地の都市公園の当該市街地の市民 1 人当たりの敷地面積の標準は、5 平方メートル以上とする。
- (2) 本市が次に掲げる都市公園を設置する場合には、それぞれその特質に応じて本市における都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

ア 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.1 ヘクタールを標準として定めること。

イ 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2 ヘクタールを標準として定めること。

ウ 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することがで

きるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準として定めること。

エ 主として本市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園、主として運動の用に供することを目的とする都市公園及び本市の区域を超える広域の利用に供することを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものは、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。

(3) 本市が、主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等前号アからエまでに掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合には、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(公園施設の設置基準)

第1条の3 法第4条第1項本文の条例で定める割合は、次の各号に掲げる都市公園の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる割合とする。

- (1) 敷地面積が1,000平方メートル以上である都市公園 100分の2 (市長が別に定める施設を設ける場合にあっては、100分の4)
- (2) 敷地面積が1,000平方メートル未満である都市公園 20を当該都市公園の平方メートルで表した敷地面積の値で除して得た割合(当

該割合が100分の4を超える場合にあっては、100分の4)

- 2 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「政令」という。）第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 3 政令第6条第1項第2号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の20を限度として第1項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 4 政令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として第1項又は前2項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 5 政令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の2を限度として第1項又は前3項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

第4条第5号中「はり紙」を「貼り紙」に、「はり札」を「貼り札」に改める。

別表第6第3項に次の1号を加える。

(3) 附属設備

区分	全灯	2分の1灯	5分の1灯	10分の1灯
使用料 (1時間につき) 種別				

照 明 設 備	18,000 円	10,000 円	5,000 円	2,000 円
---------	----------	----------	---------	---------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第 6 第 3 項に 1 号を加える改正規定は、市長が定める日から施行する。

平成 2 4 年 9 月 1 0 日提出

長崎市長 田 上 富 久

理 由

次の理由により、この条例案を提出する。

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため都市公園法の一部が改正されたことに伴い、都市公園及び公園施設の設置基準を定める必要がある。
- 2 長崎市総合運動公園かきどまり陸上競技場の照明設備の使用料を定めたい。
- 3 その他所要の整備をしたい。